

重要事項説明書

AIG 損害保険株式会社

- この書面では、外航貨物海上保険に関する重要事項（【契約概要】【注意喚起情報】等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

- ご契約の内容は、協会貨物約款（Institute Cargo Clauses）・各特約（特別約款（▼1）または特約条項等を含みます。以下同様とします。）によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「保険の約款、パンフレット」等にてご確認ください。
- ご契約者（▼2）と被保険者（▼3）が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。※ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

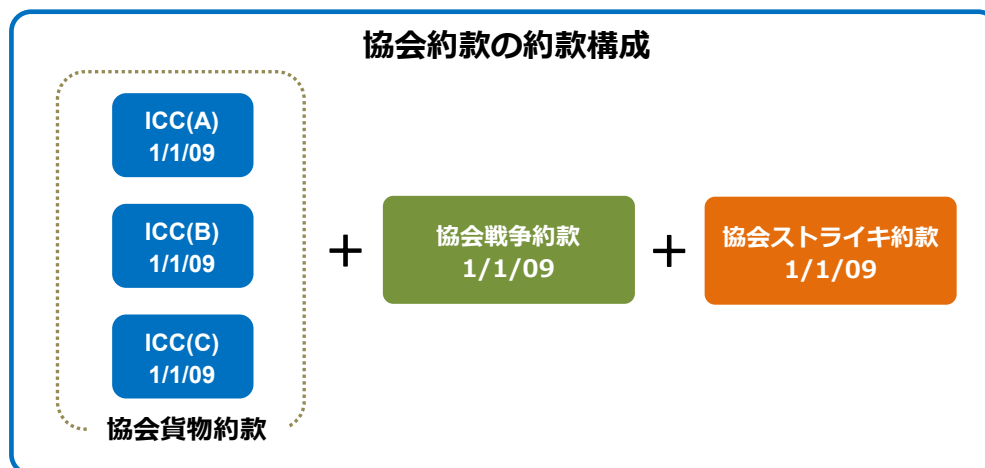
契約概要

●商品の仕組みと英文保険証券（適用約款および準拠法）

外航貨物海上保険は、国際海上輸送や航空輸送などにおける海上危険（Marine Risks）や戦争危険（War Risks）およびストライキ等危険（S.R.C.C. Risks）による事故によって、貨物に生じた損害を補償します。ただし、日本、米国等に経済制裁対象として指定された国、個人、および企業との輸出入貨物（三国間を含みます。）や輸出入規制に抵触する貨物はお引き受けすることができません。

海上危険（Marine Risks）は、通常、英文保険証券とロンドン国際保険引受協会が制定された協会貨物約款（Institute Cargo Clauses/以下「ICC」といいます。）にしたがって補償されます。基本的な保険条件にはICC(A)、(B)、(C)の3種類があり、適用される条件は主にICC(A)となります。

戦争危険・ストライキ等危険は上記の協会貨物約款にセットされる協会戦争約款、協会ストライキ約款にしたがって補償されます。



※海上危険（Marine Risks）とは、輸送中における船舶の沈没・座礁、火災・衝突等の輸送用具の事故のリスク、暴風雨・落雷等の自然災害のリスク、荷卸時の破損、盗難等の人為的なリスク等の総称です。

※戦争・ストライキ等危険（War & S.R.C.C. Risks）とは、輸送中の貨物が戦争によって損害を被るリスクや、労働者のストライキや暴動のリスクをいいます。

※ICC(A)が適用され、主たる輸送用具として航空機が使用される場合には、協会貨物約款のICC(Air)を使用します。

※使用する輸送用具によって、「船舶・船」は「航空機」等へ読み替えます。

用語について

▼1『特別約款』

協会貨物約款で定められている基本的な契約内容の一部を追加・変更するもので、特別約款のみでの契約はできません。

▼2『契約者』

保険契約を締結される方のことです。ご契約成立後は、保険料の支払義務を負い、保険契約の解約権利などを有します。


▼3『被保険者』

保険の補償を受けることができる方のことです。

(1) 保険金をお支払いする主な場合

“保険金をお支払いする主な場合”は次のとおりです。ご契約の条件によって異なる場合があります。

1. 海上危険

危険の種類	2009年協会貨物約款（ICC）（注）			
	ICC(A)条件	ICC(Air)条件	ICC(B)条件	ICC(C)条件
船舶または艀の座礁・乗揚げ・沈没・転覆	○	○	○	○
陸上輸送用具の転覆・脱線	○	○	○	○
船舶・艀または輸送用具の他物（水以外）との衝突・接触	○	○	○	○
避難港における貨物の荷卸し	○	○	○	○
火災・爆発	○	○	○	○
投荷	○	○	○	○
波ざらい	○	○	○	△*1
地震・噴火・雷	○	○	○	X
共同海損（  4）	○	-	○	○
海・湖・河川の水の船舶・艀・船倉・輸送用具・コンテナ・保管場所への浸入	○	○	○	△*1
積込・荷卸中の水没または落下による梱包1個ごとの全損	○	○	○	△*2
あらゆる人または人々の悪意ある行為	○	○	△*3	△*3
盗難・抜荷・不着	○	○	X	X
破損・まがり損・へこみ損	○	○	X	X
雨・雪などによる濡れ損	○	○	X	X
海賊行為	○	○	△*3	△*3

○：お支払いします。

△：下記「*1～*3」にしたがって、保険金をお支払いします。

×：お支払いできません。（ただし、特別約款（以後、特約といいます。）をセットすることにより、お支払いの対象となる場合があります。）

*1 自動的にセットする「SPECIAL CLAUSE FOR INSTITUTE CARGO CLAUSES(C)1/1/09」により全損のみ保険金をお支払いします。

*2 自動的にセットする「SPECIAL CLAUSE FOR INSTITUTE CARGO CLAUSES(C)1/1/09」により保険金をお支払いします。

*3 自動的にセットする「PIRACY AND MALICIOUS DAMAGE CLAUSE」により保険金をお支払いします。

(注) 外航貨物海上保険では、英国保険市場において作成された協会貨物約款(Institute Cargo Clauses：ICC)が国際的に普及しています。この協会貨物約款には1963年約款・1982年約款・2009年約款があります。

弊社では2009年約款を標準約款として適用しておりますが、信用状(L/C)などの指定により1963年約款・1982年約款もお引き受けすることも可能です。

2. 戦争危険・ストライキ危険

外航貨物海上保険における戦争危険は広義で、宣戦の有無を問わないばかりでなく、内乱・革命・反逆なども含みます。ストライキ危険は、労働争議や暴動に加担している者などによってなされた貨物の損害を補償します。

4 『共同海損』

本船が座礁や火災などの事故に遭遇した際に発生する共同の安全を確保する目的で、故意かつ合理的に犠牲に供された場合の貨物の損害や支出した費用を、船舶・貨物の所有者が共同して分担する制度です。


(2) お支払いする保険金

外航貨物海上保険でお支払いする保険金・費用の種類は、次の通りです。

※詳細は保険の約款でご確認ください。



(1) 貨物の損害に対する保険金	前記の協会貨物約款で損害が補償されている「危険の種類」により貨物に生じた損害に対してお支払いする保険金。
(2) 共同海損（分担額）・救助料	船舶の事故により共同海損となった場合や、救助料の負担を求められた場合に、運送契約・法律・慣習にしたがって被保険者が支払うべき費用・分担額に対してお支払いする保険金。
(3) 継搬費用	貨物または輸送用具の事故により、運送が途中で打ち切られた場合に、貨物を仕向地へ輸送するために適切かつ合理的に支出された費用（戦争・ストライキ等危険による場合を除きます。）
(4) その他保険金	場合に応じて補償されることがある双方過失衝突条項（Both to Blame Collision Clause）による責任額や損害防止費用等。

※保険金を海外にてお支払いする場合には、保険証券に記載された外貨によって保険金をお支払いします。

※保険金を日本国内でお支払いする場合には、円貨にてお支払いします。保険金額（ 5）が外貨建の場合には、お支払保険金の額を協定した日の前日における三菱 UFJ 銀行本店の電信売相場（TTS）の対顧客公表相場を換算率として適用し、円貨換算のうえお支払いします。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

“保険金をお支払いできない主な場合”は次のとおりです。保険金をお支払いできない場合についてはセットされる特約の種類等によっても異なりますので、詳細は保険の約款でご確認ください。

- ① 被保険者の故意による損害
- ② 貨物固有の瑕疵（欠陥）または性質による損害（ 6）
- ③ 航海・輸送の遅延による損害
- ④ 荷造・梱包の不完全、コンテナ内への積付不良による損害
（ただし、その荷造・梱包が被保険者またはその使用人によって行われる場合またはこの保険の危険開始前に限ります。）
- ⑤ 原子力、放射能汚染による損害
- ⑥ 生物化学、生物、化学、電磁気兵器による損害
- ⑦ 直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃によって生じた損害
- ⑧ 通常の輸送過程（ 7）にあたらぬ期間（保管中など）のテロ危険による損害
- ⑨ 船舶の所有者等の支払不能・金銭債務不履行による損害
（ただし、被保険者が運送人の経営状態の悪化が、航海の妨げになり得ると知っている、または通常の業務上当然知っているべきである場合に限ります。）
- ⑩ 間接損害

など

ご契約に応じて自動的にセットされる特約や、ご要望に応じてセットできるオプション特約があります。主な特約については、次表をご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

全ての貨物に適用される特約（自動セット）	
Special Amendment for Institute War Clauses	協会戦争約款を捕獲、拿（だ）捕、拘束、抑止または抑留を補償の対象とすることを修正した約款です。
Institute War Cancellation Clause (CARGO) (1/12/82)	協会戦争約款による戦争危険担保の解約・解除について規定した約款です。
Strikes Cancellation Clause	協会ストライキ約款によるストライキ等危険担保の解約・解除について規定した約款です。
Institute Radioactive Contamination, Chemical, Biological, Bio-Chemical and Electromagnetic Weapons Exclusion Clause	放射能汚染等について補償を対象外とした約款です。
Termination of Transit Clause (Terrorism) 2009	テロ危険の保険期間について規定した約款です。
Institute Classification Clause	この保険契約において適合船舶を規定した約款です。本約款規定外の船舶にて貨物が輸送された場合には、割増保険料が必要となる場合があります。
Special Clause for Institute Cargo Clauses (B) 1/1/09	ICC(B) の補償条件に加えて、荒天遭遇により生じた損害を追加補償することを規定した約款です。
Special Clause for Institute Cargo Clauses (C) 1/1/09	ICC(C) の補償条件に加えて、次の危険を追加補償することを規定した約款です。①波ざらいによる全損事故、②船舶もしくは艇への積込みまたはそれらからの荷卸中における水没または落下による梱包1個ごとの全損事故、③船舶、艇、船艙、輸送用具、コンテナまたは保管場所への海水、湖水または河川の水の浸入による全損事故
Cargo ISM Endorsement	貨物が積載される船舶のISMコード適合を規定した約款です。
Embargo/Sanctions Exception Endorsement	米国政府、国際連合、ヨーロッパ連合、英国政府、日本国政府が定める制裁・法令・規則等を遵守することを規定した約款です。米国による制裁には、いわゆるOFAC規制（  8）があります。
Risk Attachment Clause	インコタームズなどの貿易条件で定められたリスク移転に伴って保険始期を規定した約款です。
Institute Dangerous Drugs Clause	危険薬品類についての前提条件を規定した約款です。
Electronic Date Recognition Exclusion Clause	いわゆるY2K問題などの様に日付の変更に伴って発生した損害を対象外とした約款です。
Under Deck or On Deck Clause	コンテナ入り貨物は甲板積みであっても、保険条件が制限されないことを規定した約款です。
Piracy and Malicious Damage Clause	ICC (B) および (C) 条件で免責とされている悪意ある行為、破壊行為またはサボタージュによる貨物の損害および、海賊による貨物の滅失または損傷を補償することを規定した約款です。
Institute Theft, Pilferage and Non-Delivery Clause (For use only with Institute Clauses)	盗難不着危険を補償の対象とする場合に適用される特約です。（ICC(B)、(C)条件で割増保険料をお支払いいただいた場合のみ、この特約を適用することが可能です。）
Marine Cyber Endorsement	直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃による損害を対象外とした約款です。
貨物や輸送の種類によって適用される特約（自動セット）	
Pair/Set Clause	保険の対象がペアや複数個で一つのセットを成す場合の保険金お支払い方法を規定した約款です。
Institute Replacement Clause (applying to machinery)	機械類が保険の対象である場合、その修理費用を補償の対象とすることを規定した約款です。
Open-Yard Storage Clause (applying to import shipments)	輸入貨物が野積保管された場合、制限された保険条件で補償が継続されることを規定した約款です。
On-Deck Clause (applying to import shipments)	コンテナ搭載されていない貨物が船舶の甲板積みとなった場合、原則として保険金をお支払できなくなりますが、輸入の場合のみ制限された保険条件で補償が継続されることを規定した約款です。
Mail and Parcel Post Clauses	貨物が郵便にて輸送される場合の取扱いを規定した約款です。
Label Clause (applying to labeled goods)	缶詰やビン商品等のラベルのみに損傷が生じた場合の取扱いを規定した約款です。
Quarantine Clause	検疫時に発生した損害を対象外とした約款です。
Warranty for Refrigerated Cargo	冷凍・冷蔵貨物についての前提条件を規定した約款です。
Wild Fauna and Flora Clause	貨物が野生動植物の場合の取扱いを規定しています。
Letter of Credit Clause (For use only with the Institute Cargo Clauses(A)1/1/09)	Letter of Credit決済に基づいたCertificateの発行方法を規定した約款です。
Other Insurance Clause	重複保険の際の取り扱いを規定した約款です。
Subrogation Clause	保険金をお支払いした後の保険の対象貨物の取扱を定義した約款です。
オプションでセットできる主な特約	
Special Transit Clause	保険期間を延長する特約です。
Special Replacement Clause (Air Freight)	損害が発生した保険の対象が機械類の場合に、損傷部分の取替用部品の輸送に関する航空運賃を対象とすることを規定した約款です。
Special Replacement Clause (Duty)	損害が発生した保険の対象が機械類の場合に、損傷部分の取替用部品の輸送に関する関税を対象とすることを規定した約款です。
Duty Clause	貨物を輸入する際に発生する関税を保険の対象とすることを規定した約款です。
Special Agreement for Policy Issuing	証券省略方式を採用した際のInvoiceの取り扱いを規定した約款です。

※詳細は「保険証券」「保険約款」でご確認ください。

8 『OFAC（米国財務省外国資産管理室）』

米国の財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じています。いわゆる OFAC 規制と呼ばれるものですが、弊社も同規制を遵守します。

4. 保険期間および補償の開始・終了の時期

契約概要

注意喚起情報

外航貨物海上保険の保険期間（責任の始終）は、「A地点からB地点まで」のように輸送区間によって決まる航海建となります。また、「戦争危険」だけは、「海上危険」・「ストライキ危険」と保険期間が異なりますので、ご注意ください。

(1) 海上危険・ストライキ（等）危険

通常の契約では、貨物が保険証券記載の仕出地の倉庫や保管場所から、輸送開始のために直ちに積み込む目的で初めて動かされた時から開始し、通常の輸送過程にある間継続し、保険証券記載の仕向地の最終倉庫または保管場所において輸送用具からの荷卸しが完了した時に終了します。

ただし、次のような場合には輸送の途中であっても保険は終了します。

- 通常の輸送過程以外の保管または、貨物の割当てもしくは分配のために、倉庫において荷卸しされた場合
- 通常の輸送過程以外の保管のため、輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用した場合
- 本船から荷卸しされて 60 日（航空機の場合は 30 日）を経過した時

取引条件が FOB または CFR(C&F)条件での輸入の場合、“Risk Attachment Clause”が適用され、貨物が本船に積み込まれた時から保険が開始します。

(2) 戦争危険

原則として海上（航空）輸送中のみが戦争危険の保険期間となります。貨物が本船（航空機）に積み込まれた時から開始し、最終荷卸港（地）において本船（航空機）から荷卸しされた時、または本船（航空機）が最終荷卸港（地）に到着後 15 日を経過した時のいずれか先に生じた時に終了します。

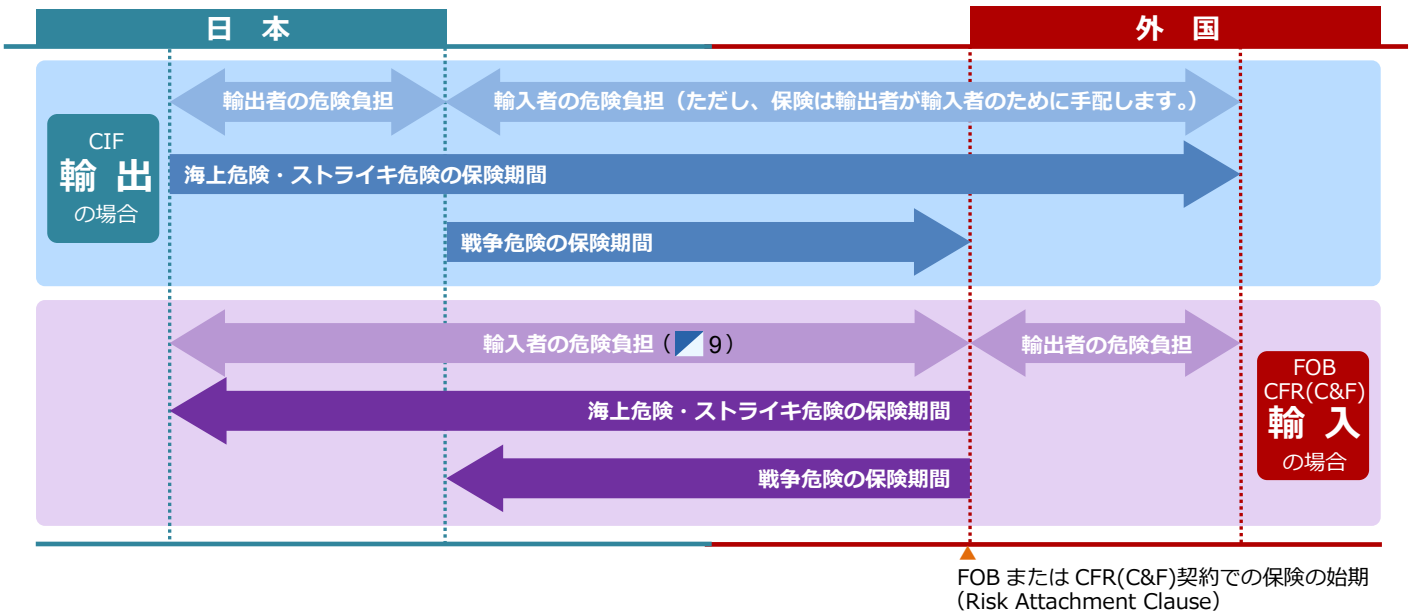
(3) 保険手配が必要な場合

外航貨物海上保険を輸出者・輸入者のうち、どちらが手配する必要があるのかについては、両者の間で締結される売買契約の取引条件によって決まります。国際貿易取引では、国際商業会議所が定めるインコタームズ（INCOTERMS: International Commercial Terms）が最も一般的に使用されている貿易取引上の運賃、保険料、危険負担等、売主と買主の貿易契約における国際規則です。日本と相手国のどちらで外航貨物海上保険を手配するのかを簡単にまとめると、右の表のようになります。

インコタームズ例	輸出	輸入
CIF	○	×
CFR (C&F)	×	○
FOB	×	○

○…日本で保険を手配する場合

×…相手国で保険を手配する場合



5. 保険金額の設定

契約概要

外航貨物海上保険の保険金額（1回の保険事故につきお支払いする保険金の限度額）は、特にご指定いただかない場合、保険価額（**10**）と同額とし、通常は CIF 価額の 110% で設定します。信用状(L/C)などにより、CIF 価額の 110% 以外の保険金額を指定される場合は、事前にご相談ください。

用語について

9 『危険負担』

売買等の契約成立後に、一方の債務が債務者の責めに帰することができない事由で目的物が滅失等し、履行不能となった場合に、そのリスクを当事者のいずれが負担するか、という問題をいいます。

10 『保険価額』

保険の対象（貨物）の評価額を金銭的に評価した額で被保険者が被る可能性のある損害額の最高額となります。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(保険料の決定の仕組み)

契約概要

外航貨物海上保険の保険料は、保険金額に、予め取り決めた保険料率を乗じて算出します。ただし、算出された保険料が一保険証券につき3,000円に満たない場合は、お支払いいただく保険料は3,000円となります。また、保険種類（特約の種類）、ご契約内容によって、最低保険料が3,000円以外の金額の契約もありますので、詳細については、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

保険料率は、保険条件・貨物の種類や性質・輸送区間・輸送方法・治安状況等を勘案し決定します。

(保険料の払込方法)

契約概要

注意喚起情報

別途取決めのある場合を除き、保険料はご契約と同時に払い込みください。

7. 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

8. 外貨建て保険契約における日本円との換算

注意喚起情報

保険金額を外国通貨建てでご契約された場合には、保険金支払い時の為替の換算レートにより日本円に換算した保険金の額がご契約時に比べ変動する可能性があり、場合によっては下回ることがありますので、ご注意ください。

II 契約締結前におけるご注意事項

1. 保険申込書のご確認

お客さまのご意向に基づき、弊社にて当会社所定の保険申込書（以下、申込書）のとおり、契約プランをご案内していますので、ご意向に沿った内容であるかご確認のうえ、ご契約ください。また、申込書の記載内容に誤りがないかについてもご確認ください。

2. 告知義務

注意喚起情報

ご契約者、被保険者には、お申込みの際に、重要な情報について保険会社にお申し出いただく義務（告知義務）があります。この告知事項につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にご連絡ください。（弊社の損害保険募集人は、告知受領権および保険契約締結の代理権を有しています。）

主な告知事項	
◆仕出地（港）・仕向地（港）・最終仕向地（港）	など
◆輸送用具	
◆貨物の明細（数量・荷姿・金額）	

お申込みの際は、申込書に記載されている内容を再度ご確認ください。申込書に記載されている内容が、故意または重大な過失によって事実と相違する場合には、「告知義務違反」としてご契約を解除させていただくこと、または保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、同一貨物に他の保険契約がある場合は必ずお申し出ください。

3. クーリングオフ

注意喚起情報

この保険は、ご契約のお申込み後に、お申し込みの撤回またはご契約の解除（クーリングオフ）を行うことができません。

III 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等

注意喚起情報

ご契約者または被保険者は、ご契約の後、申込書（付属する明細書を含みます。）の記載事項に変更が発生した場合は、事前に（事前に変更の事実を把握できない場合は、遅滞なく）取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。変更内容によってはご契約を解除させていただくことやご通知がない場合、保険金をお支払できないことがありますので、十分ご注意ください。

主な通知事項

- ◆仕出地（港）・仕向地（港）・最終仕向地（港）の変更
- ◆輸送用具の変更
- ◆輸送区間の変更
- ◆貨物の明細（数量・荷姿・金額）の変更
- ◆支払限度額の変更

など

2. 解約時の返還保険料

契約概要

注意喚起情報

解約返戻金はありません。

3. 包括予定保険契約証券（Open Policy）の保管

Open Policy は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。Open Policy の表示内容および「保険の約款」等をご確認のうえ、大切に保管してください。

IV その他のご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収書の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

2. 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人・小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には、保険金や返還保険料は80%までは補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3. 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- (1) 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- (2) 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- (4) お客様とのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- (5) その他上記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（弊社代理店を含みます。）へ委託する場合
- (2) 再保険（再々保険以降の出再を含みます。）の手続きをする場合（外国にある事業者との手続きを含みます。）
- (3) ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (4) その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い（プライバシーポリシー）の詳細は、次のホームページをご覧ください。

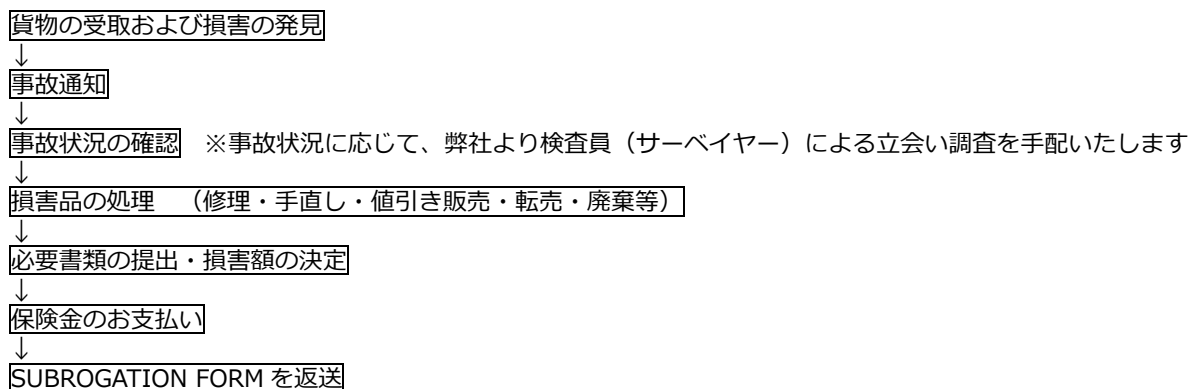
（URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>）

4. 事故が起きた場合

事故発生のご連絡をいただいてから、保険金のお受け取りまでの一般的な流れは、次のとおりです。お客さまのご契約内容、事故の状況などにより手続きが異なることもありますので、ご遠慮なく取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(1) 保険金のお支払いの流れ

① 輸入の場合



(注) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

ご契約いただく保険契約、特約と補償内容が重複する他の保険契約等（共済を含みます。）があり、他の保険契約により支払われる損害に対しては、その保険契約で支払われる金額を超える部分についてのみ、この保険契約の保険金をお支払いします。（ただし、この保険契約の支払限度額を限度とします。）

② 輸出の場合

CIF 条件などで輸出された貨物に損害があった場合、受荷主（Consignee）から保険証券類に記載したクレーム・エージェント（▼11）にご連絡いただくようご案内ください。

(2) 事故発生時のご注意

- ① 事故のご通知は遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社、保険証券類に記載したクレーム・エージェントにご連絡ください。
- ② 運送人（船会社、航空会社など）に対して遅滞なく Notice of Claim（損害の概要を通知する書類）をご提出ください。航空輸送の場合は 14 日以内に出状願います。

(3) 保険金の請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち弊社の求める書類をご提出していただく必要があります。またその他必要となる書類に関しては 海上保険損害サービス部 海損第一サービスセンターよりご案内いたします。

1. 基本書類
保険証券類またはDebit Note（保険料の請求書）のコピー
B/LまたはAIR WAYBILLのコピー
INVOICEおよびPACKING LISTのコピー
Notice of Claimのコピー
事故報告書
保険金請求書
2. 事故の立証となる書類等
EIR（コンテナの状況確認書）のIN/OUT（濡れ損などの場合）
Carrierからの貨物の紛失・未着報告書
写真（貨物の損害状況および梱包・外装の状況について確認できるもの）
貨物受渡し関係書類（Devanning Report, Cargo Boat Note, Delivery Orderなど）
3. 損害額および損害品の処理を立証する書類
修理・手直し費用の見積または請求書（修理・手直し等が可能な場合）
損害貨物の売却にかかわる伝票類（損品が値引き売却となる場合）
廃棄証明書（手直し・売却が出来ず全損となる貨物がある場合）

5. 共同保険契約

複数の保険会社による共同保険契約を締結され、弊社が幹事保険会社の場合、Co-Insurance Clause（共同保険特別約款）に基づき、他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

お問い合わせ先

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

●商品・ご契約内容に関するお問い合わせは

0120-016-693（通話料無料）

受付時間：平日・土・日・祝日 午前9時～午後5時
（年末年始を除きます。）

●ご不満・ご意見のお申出は

お客様の声室

0120-246-145（通話料無料）

受付時間：午前9時～午後5時

（土・日・祝日・年末年始を除きます。）

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。（事故以外のお問い合わせは上記1へご連絡ください。）

海上保険損害サービス部 海損第一サービスセンター

03-6848-8380（通話料有料）

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除きます。）

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

0570-022808（ナビダイヤル：通話料有料）

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。電話リレーサービス、IP電話からの直通電話番号は、そんぽ ADR センターのホームページをご確認ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始等を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/>

一般社団法人保険オンブズマン

03-5425-7963（通話料有料）

受付時間：平日 午前9時～12時、午後1時～5時

（土・日・祝日・年末年始等を除きます。）

詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。

<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

※ IP 電話をご利用の場合、IP 電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。